



令和7年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 第3回 理事会

日 時：令和8年3月6日（金）14:00～15:20

会 場：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室

次 第

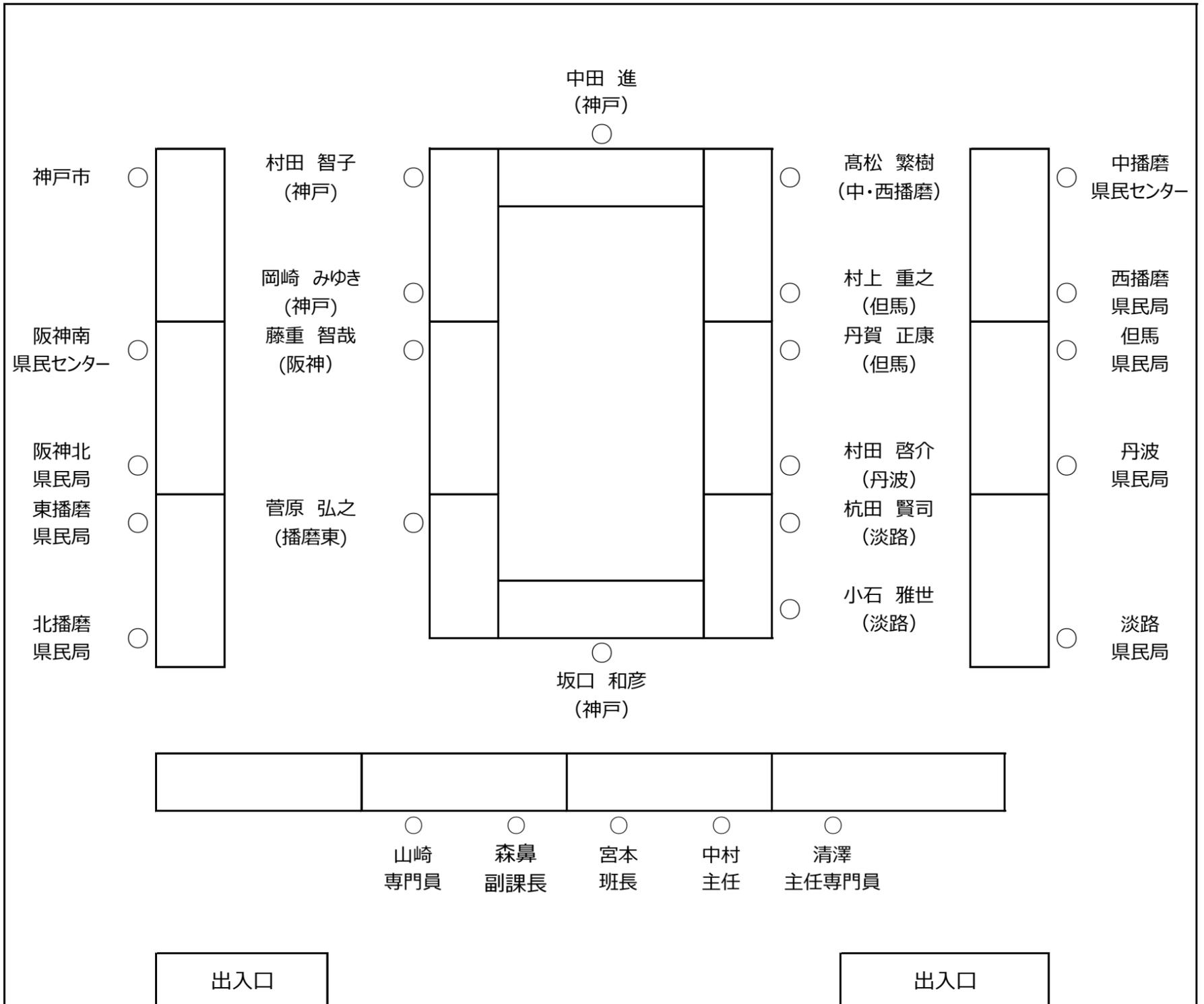
- 1 開会あいさつ 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会長 中田 進
- 2 協議事項
 - (1) 令和7年度全県連絡協議会事業報告(案)及び令和7年度収支決算(見込)について
 - (2) 令和8年度全県連絡協議会事業計画(案)及び令和8年度収支予算(案)について
 - (3) 令和8年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県スポーツサミット開催要項について
 - (4) 令和8年度以降の全県スポーツ大会・女性研修会補助金残金の取扱いについて
- 3 報告事項 「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて
- 4 そ の 他
- 5 閉会あいさつ 「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会副会長 菅原 弘之

令和7年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会

第3回理事会 座席図

日時：令和8年3月6日（金） 14:00～15:20

場所：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室



令和7年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会第3回理事会名簿

No	役職	役員名	地区	市町	所属(クラブ名)	出欠	備考
—	顧問	大辻利弘	—	—	—	×	
1	会長	中田進	神戸	神戸市	成徳スポーツクラブ21	○	
2	副会長	菅原弘之	播磨東	加古川市	NPO法人加古川総合スポーツクラブ	○	
3		村田啓介	丹波	丹波市	スポーツクラブ鴨庄	○	
4	代表理事	藤重智哉	阪神	猪名川町	スポーツクラブ21白金	○	
5		徳永耕造	中・西播磨	たつの市	スポーツクラブ21揖保	×	
6		村上重之	但馬	豊岡市	スポーツクラブ21たきのや	○	
7	監事(代表理事)	杭田賢司	淡路	洲本市	スポーツクラブ21あいはら	○	
8	理事	岡崎みゆき	神戸	神戸市	下畑台やまももクラブ	○	
9		大才人	播磨東	三木市	スポーツクラブ21自由が丘西スマイル	×	
10		高松繁樹	中・西播磨	福崎町	福崎スポーツクラブ連合	○	
11		丹賀正康	但馬	豊岡市	竹野南スポーツクラブ	○	
12		田中富雄	丹波	丹波篠山市	スポーツクラブ城北	×	
13		小石雅世	淡路	洲本市	スポーツクラブ21洲本第二	○	
14	監事(理事)	尾崎寛心	阪神	川西市	スポーツクラブ21牧の台	×	
15	幹事	坂口和彦	神戸	神戸市	神戸市立中央体育館	○	
16	女性委員長	村田智子	神戸	神戸市	雲中ウイングクラブ	○	

【地区事務局】

No	地区	氏名	所属	職名	備考
1	神戸	山崎裕介	神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課	事務職員	
2	神戸	近藤歩	神戸県民センター	主事	
3	阪神	廣瀬玲奈	阪神南県民センター	班長	
4	阪神	濱田圭佑	阪神北県民局	主任	
5	播磨東	岡敬一	東播磨県民局	副主任	
6	播磨東	森本蒼	北播磨県民局	副主任	
7	中・西播磨	赤尾裕子	中播磨県民センター	課長補佐	
8	中・西播磨	鎌田康正	西播磨県民局	主事	
9	但馬	押田真波	但馬県民局	主事	
10	丹波	池本早紀	丹波県民局	主事	
11	淡路	大下成章	淡路県民局	課長補佐	

【スポーツクラブ21ひょうご全県連絡協議会事務局】

No	所属	氏名	職名	備考
1	県民生活部 文化スポーツ局 スポーツ振興課	高橋健二	事務局局長(課長)	
2		森鼻崇文	事務局次長(副課長兼スポーツ環境班長)	
3		宮本浩充	事務局員(競技・生涯スポーツ班長)	
4		清澤芳寛	事務局員(スポーツ振興主任専門員)	
5		山崎周造	事務局員(スポーツ振興専門員)	
6		中村俊介	主任	

「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会という。

(目的)

第2条 本会は、「スポーツクラブ21ひょうご」事業によって設立された総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という）で組織し、相互の連絡と親睦及びクラブの円滑な運営と活動の活発化を図り、もって、地域の生涯スポーツ振興に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共通課題の検討会
- (2) 情報交換会
- (3) 交流大会
- (4) 研修会・講習会
- (5) 女性委員会
- (6) その他必要な事業

(組織)

第4条 本会に、次の各地区連絡協議会をおく。

- (1) 神戸
- (2) 阪神
- (3) 播磨東
- (4) 中・西播磨
- (5) 但馬
- (6) 丹波
- (7) 淡路

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名
- (6) 女性委員長 1名

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、代表理事のうちから、代表理事会において推挙し、理事会において承認する。

- 2 代表理事は、第4条に定める地区連絡協議会の会長をもって充てる。
- 3 理事は、第4条に定める地区連絡協議会の副会長または、地区連絡協議会から推薦された者をもって充てる。
- 4 監事は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 女性委員長は、女性委員のうちから代表理事会において推挙し、理事会において承認する。
- 6 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 役員は再任されることができる。
- 8 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、これを統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 2 代表理事は、理事会に付議すべき事項等を審議する。
- 3 理事は、予算及び決算等、重要事項を審議する。
- 4 監事は、本会の業務を監査する。

(幹事)

- 第8条 本会に幹事を若干名おくことができる。
- 2 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(顧問)

- 第9条 本会に顧問を若干名おくことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱し、会長の諮問に応え、本会の運営について助言する。

(事務局)

- 第10条 本会の事務を処理するため、事務局を兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）内に置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、スポーツ振興課長をもって充てる。
 - 3 事務局に関する必要な事項は別に定める。

(会議)

- 第11条 本会の会議は、代表理事会及び理事会とする。
- 2 会議は、会長が必要に応じてこれを招集し主宰する。
 - 3 代表理事会は、会長、副会長、代表理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、理事会に付議すべき事項及び理事会において委託された事項を議決する。
 - 4 理事会は、会長、副会長、代表理事、理事、監事、幹事、女性委員長をもって構成し、この規約に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。
 - 5 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 6 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 7 会長が必要と認めたときには、会議にオブザーバーとして有識者の出席を求めることができる。

(経費)

- 第12条 本会の経費は、次のものをもってあてる。
- (1) 会費 (2) 助成金 (3) 寄附金 (4) その他
 - 2 会費は、「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会会費規程（以下、「会費規程」という。）で定める額とし、第4条に定める地区連絡協議会ごとにまとめて納付する。

(賛助会員)

- 第13条 本会に賛助会員をおくことができる。
- 2 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、地域の生涯スポーツ振興に寄与できる団体のうち、本会を賛助するために入会した団体とする。
 - 3 本会への入会については、代表理事会において推挙し、理事会において承認を受けなければならない。
 - 4 賛助会員は、第4条に定める地区連絡協議会には属さない。
 - 5 賛助会員は、賛助会費として会費規程で定める額を本会に納付しなければならない。
 - 6 その他、規約に定めのない事項は別に定める。

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、会長が定め、理事会に報告する。

附 則

- 1 この規約は、平成18年9月11日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 2 この規約は、平成19年2月22日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 3 この規約は、平成24年6月4日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 4 この規約は、平成26年3月13日より施行する。ただし、第11条第2項の規定は、理事会において、別に定める日から施行する。
- 5 この規約は、平成26年6月6日より施行する。ただし、改正後の第12条第2項の規定は、理事会において別に定める日から施行する。
- 6 この規約は、平成26年10月9日より施行する。
- 7 この規約は、平成28年4月1日より施行する。
- 8 この規約は、平成30年4月1日より施行する。
- 9 この規約は、令和元年9月1日より施行する。
- 10 この規約は、令和5年4月1日より施行する。（事務局の名称変更）
- 11 この規約は、令和5年7月12日より施行する。（事務局長の変更）
- 12 この規約は、令和6年9月12日より施行する。（地区連絡協議会の名称変更）
- 13 この規約は、令和7年4月1日より施行する。（事務局の名称変更、事務局長の変更）

令和7年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会事業報告(案)

項目	内 容
1 推進体制	全県連絡協議会理事会の開催 期日：第1回 令和7年6月6日(金) 兵庫県学校厚生会館(2階大会議室) 第2回 7年9月5日(金) ※台風の接近のため書面開催 第3回 令和8年3月6日(金)兵庫県学校厚生会館(2階大会議室)
2 交流事業等	(1) 全県スポーツサミットの開催 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会 期 日：令和7年10月11日(土) 午後 場 所：神戸商工貿易センタービル 26階会議室 参加者：SC21 会員、各市町 SC21 担当者 87名 (2) 全県スポーツ大会の開催 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会 ア 神戸地区 ・第13回あじさいロードレース大会 835名 期日：令和7年12月13日(土) 場所：神戸しあわせの村 イ 阪神地区 ・ポッチャ大会 中止 期日：令和8年1月25日(日) 場所：宝塚市立スポーツセンターサザリナ ウ 播磨東地区 ・小学生バレーボール大会 750名 期日：令和7年11月24日(月・祝) 場所：加古川市立総合体育館 ・ミニバスケットボール大会 720名 期日：令和7年12月20日(土)・21日(日) 場所：加古川市立総合体育館 エ 中・西播磨地区 ・卓球交流大会 158名 期日：令和7年11月23日(日) 場所：太子町立町民体育館 オ 但馬地区 ・ふれあいソフトバレーボール交流大会 50名 期日：令和7年11月30日(日) 場所：八鹿総合体育館 カ 丹波地区 ・囲碁ボール交流大会 36名 期日：令和7年11月22日(土) 場所：丹波市立柏原住民センター キ 淡路地区 ・グラウンド・ゴルフ交流大会 in Awaji 120名 期日：令和7年11月6日(木) 場所：淡路佐野運動公園第2多目的グラウンド 合計 2,669名 (昨年度 2,502名)

項目	内 容
3 運営支援	<p>(1) 女性委員会 期 日：令和7年6月6日（金）・令和8年3月6日（金） 場 所：兵庫県学校厚生会館(2階大会議室) 委 員：各地区代表女性委員</p> <p>(2) 女性委員会研修会（ひょうご女性スポーツの会競技別研修会）</p> <p>ア 神戸地区</p> <p> (ア) トランポ・ロビックス体験会 21名 期日：令和7年11月9日(日) 場所：神戸市立中央体育館</p> <p> (イ) 整体講習会 30名 期日：令和7年2月22日（日）場所：神戸市立磯上体育館</p> <p>イ 阪神地区</p> <p> ウォーキング大会・モルック体験 35名 期日：令和7年11月30日(日) 場所：兵庫県立西谷の森公園</p> <p>ウ 播磨東地区</p> <p> 「うみえーるオータムフェス」イベント体験研修 100名 期日：令和7年11月9日(日) 場所：うみえーる広場</p> <p>エ 中・西播磨地区</p> <p> 実技研修（フリーストレスヨガ） 19名 期日：令和7年11月29日（土） 場所：神崎郡市川町スポーツセンター</p> <p>オ 但馬地区</p> <p> 令和8年度研修会実施に向けた検討会 期日：令和7年8月23日（土）：養父市立養父公民館 令和7年12月24日（水）：豊岡総合庁舎福利センター</p> <p>カ 丹波地区</p> <p> モルック交流会 ⇒ 中止 期日：令和7年11月30日(日) 場所：兵庫県立丹波年輪の里</p> <p>キ 淡路地区</p> <p> スポーツウエルネス吹矢 30名 期日：令和7年10月29日(水) 場所：淡路市役所</p> <p style="text-align:right">合計 235名 (昨年度 274名)</p>

項目	内 容
4 関連事業	<p>(1) 市町推進委員会（各市町において開催）</p> <p>(2) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業 主管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会 内容：・親子で行うスポーツ大会やスポーツフェスティバル等の開催 ・第 2 期兵庫県スポーツ推進計画の趣旨に則ったスポーツイベント等の開催 ・全県スポーツ大会の予選会、ニュースポーツ体験イベント、地区クラブサミット等の開催</p> <p>(3) 市町スポーツ主管課連絡協議会の開催 期日：令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 場所：兵庫県中央労働センター 大ホール 参加者：スポーツ主管課課長級職員等</p> <p>(4) ひょうご女性スポーツの会 ア 競技別総合開会式 期日：令和 7 年 6 月 14 日（土） 14:00～16:30 場所：神戸新聞松方ホール イ 研修会「ヨガ体験」「ピククルボール体験」 期日：令和 7 年 12 月 11 日（木）13:30～16:00 場所：ダイアデムピククルボール神戸</p>

令和7年度「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会 収支決算書（見込み）

協議事項(1)

【一般会計】

○収入の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由
委 託 金	200,000	145,190	△ 54,810	理事会等開催費（兵庫県より）	実績減のため
協 議 会 会 費	777,710	776,380	△ 1,330	@1,000×781クラブ ※振込手数料 4,620円	統合によるクラブ数の減のため
補 助 金	150,000	150,000	0	女性委員会研修補助金(ひょうご女性スポーツの会より)	
雑 収 入	660	6,513	5,853	預金利息	
そ の 他	0	188,391	188,391	全県スポーツ大会（但馬地区）返金（過去分：H25～R5） ※振込手数料 990円	
計	1,128,370	1,266,474	138,104		

○支出の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由		
理 事 会 等 開 催 費	旅 費	150,770	113,400	△ 37,370	第1回理事会打ち合わせ 役員旅費 780	※実績による減額	
					第1回理事会 役員旅費 40,380		
					第2回理事会打ち合わせ 役員旅費 780		
					第2回理事会 役員旅費 0		
					第3回理事会打ち合わせ 役員旅費 780		
					第3回理事会 役員旅費 41,300		
					全県スポーツサミット 役員旅費 16,680		
					第1回女性委員会 役員旅費 10,120		
					第2回女性委員会 役員旅費 2,580		
					需 用 費		3,000
使 用 料	43,230	28,820	△ 14,410	第1回理事会・第1回女性委員会 会場使用料 14,410	理事会中止のため		
				第2回理事会 会場使用料 0			
				第3回理事会・第2回女性委員会 会場使用料 14,410			
				全県スポーツサミット打ち合せ 会場使用料 0		※庁内会議室で行ったため	
役 務 費	3,000	2,970	△ 30	振込手数料等 2,970			
小 計	200,000	145,190	△ 54,810		※委託料の残額は県へ返金		
運 営 費	会 費 等	20,000	20,000	0	ひょうご女性スポーツの会加盟料	※研修会中止の地区があったため	
					活 動 費		210,000
	全 県 ス ポ ー ツ 大 会 補 助	560,000	470,077	△ 89,923	神戸地区 70,000	※実績による減額（大会中止）	
					阪神地区 770		
					播磨東地区 140,000		
					中・西播磨地区 70,000		
					但馬地区 55,236		※実績による減額
					丹波地区 64,071		※実績による減額
					淡路地区 70,000		
	全 国 大 会 出 場 金	10,000	0	△ 10,000		※該当無しのため	
役 務 費	10,000	11,440	1,440	振込手数料			
会 計 監 査	9,000	0	△ 9,000	会計監査に係る監事旅費 0 会計監査に係る会場使用料	※R6年度監査は年度内に実施済みのため		
予 備 費	5,000	0	△ 5,000				
特 別 会 計 積 立 金	104,370	467,693	363,323	R7特別会計へ			
小 計	928,370	1,121,284	192,914				
計	1,128,370	1,266,474	138,104				

【特別会計】※通帳は、一般会計と同一

○収入の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由
前 年 度 繰 越	4,922,505	4,922,505	0	R6特別会計より繰越	
特 別 会 計 積 立 金	104,370	467,693	363,323	R7一般会計より	
助 成 金	171,840	146,280	△ 25,560	ユ－ハイム体育・スポーツ振興会	
計	5,198,715	5,536,478	337,763		

○支出の部

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	差引(B-A)	摘 要	増減理由	
全 県 ス ポ ー ツ サ ミ ツ 開 催 費 等	交 通 費 代 補 助	350,000	0	△ 350,000	@50,000×7地区	※該当がなかったため
	会 場 費	41,800	54,370	12,570	会場費	※ユ－ハイム助成金に必要な経費
	報 償 費	150,000	93,000	△ 57,000	講師謝金	
	旅 費	15,000	33,720	18,720	講師旅費	
	役 務 費	3,000	1,760	△ 1,240	通信運搬費・振込手数料等	
	予 備 費	10,000	0	△ 10,000		
	そ の 他	10,000	0	△ 10,000	チラシ製作費	※チラシの製作を要しなかったため
	小 計	579,800	182,850	△ 396,950		
次 年 度 繰 越	4,618,915	5,353,628	734,713	R8特別会計へ繰越		
計	5,198,715	5,536,478	337,763			

令和８年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会事業計画（案）

項目	内 容
1 推進体制	<p>全県連絡協議会理事会の開催 期日：第1回 令和8年6月5日(金) 兵庫県学校厚生会館 2階大会議室 第2回 8月28日(金) 未定 第3回 令和9年3月上旬頃</p>
2 交流事業等	<p>(1) 全県スポーツサミットの開催 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会 期 日：令和8年9月中旬～10月上旬頃 午後 場 所：神戸国際会館 大会場（仮） 参加者：SC21 会員、各市町 SC21 担当者、一般参加者</p> <p>(2) 全県スポーツ大会の開催 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○神戸地区 <ul style="list-style-type: none"> ・あじさいロードレース 期日：令和8年12月12日(土) 場所：しあわせの村 ○阪神地区 <ul style="list-style-type: none"> ・内容、期日、場所：未定 ○播磨東地区 <ul style="list-style-type: none"> ・小学生バレーボール大会 期日：令和8年10月25日（日） 場所：SHOWA グループ総合体育館（加古川市立総合体育館） ・ミニバスケットボール大会 期日：令和8年11月14（土）～15日（日） 場所： SHOWA グループ総合体育館（加古川市立総合体育館） ○中・西播磨地区 <ul style="list-style-type: none"> ・内容、期日、場所：未定 ○但馬地区 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいソフトバレーボール交流大会 期日：令和8年12月6日（日） 場所：八鹿総合体育館 ○丹波地区 <ul style="list-style-type: none"> ・内容、期日、場所：未定 ○淡路地区 <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド・ゴルフ交流大会 期日：令和8年11月12日（木） 場所：三原健康広場グラウンド
3 運営支援	<p>(1) 女性委員会 期 日：令和8年6月5日（金）・令和9年3月上旬頃 会 場：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室 参加者：各地区代表女性委員</p> <p>(2) 女性委員会研修会（ひょうご女性スポーツの会競技別研修会） 未定</p>

項目	内 容
4 関連事業	<p>(1) 市町推進委員会（各市町において開催）</p> <p>(2) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業 主 管：「スポーツクラブ 21 ひょうご」各地区連絡協議会 内 容：・親子で行うスポーツ大会等の開催 ・第 2 期兵庫県スポーツ推進計画の趣旨に則ったスポーツイベント等の開催 ・全県スポーツ大会の予選会、スポーツ教室、ニュースポーツ体験イベント、地区クラブサミット等の開催</p> <p>(3) 市町スポーツ主管課連絡協議会の開催 期日：令和 8 年 5 月中旬～下旬頃 場所：未定 参加者：スポーツ主管課課長級職員等</p> <p>(4) ひょうご女性スポーツの会 ○競技別総合開会式 期 日：令和 8 年 6 月 20 日（土） 会 場：神戸新聞松方ホール</p>

令和8年度収支予算書(案)

協議事項(2)

【一般会計】

○収入の部

(単位:円)

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
委 託 金	200,000	146,810	200,000	0	理事会等開催費(兵庫県より)
運 営 費					
協 議 会 会 費	777,710	776,380	776,380	△ 1,330	@1,000×781クラブ 振込手数料を差し引いた額
補 助 金	150,000	150,000	150,000	0	女性委員会研修補助金(ひょうご女性スポーツの会より)
雑 収 入	660	6,513	6,513	5,853	預金利息 ※R7参考
そ の 他	0	188,391	0	0	全県スポーツ大会返金(過去分:H22~R5)
計	1,128,370	1,268,094	1,132,893	4,523	

○支出の部

(単位:円)

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
理 事 会 等 開 催 費					
旅 費	150,770	115,020	142,120	△ 8,650	第1回代表理事会・理事会打ち合わせ 役員旅費 3,000 第1回代表理事会・理事会 役員旅費 30,000 第2回理事会打ち合わせ 役員旅費 3,000 第2回理事会 役員旅費 31,000 第3回理事会打ち合わせ 役員旅費 3,000 第3回理事会 役員旅費 32,000 全県スポーツサミット 役員旅費 20,120 第1回女性委員会 役員旅費 10,000 第2回女性委員会 役員旅費 10,000
需 用 費	3,000	0	0	△ 3,000	消耗品等購入費
使 用 料	43,230	28,820	53,880	10,650	第1回代表理事会・理事会・女性委員会 会場使用料 17,960 第2回理事会 会場使用料 17,960 第3回理事会・第2回女性委員会 会場使用料 17,960
役 務 費	3,000	2,970	4,000	1,000	振込手数料等 4,000
小 計	200,000	146,810	200,000	0	※委託金で支出
運 営 費					
女 性 委 員 会					
会 費 等	20,000	20,000	20,000	0	ひょうご女性スポーツの会加盟料 20,000
活 動 費	210,000	152,569	280,000	70,000	女性委員会研修費として @40,000×7地区分 280,000
全 県 ス ポ ー ツ 大 会 補 助	560,000	470,077	560,000	0	@70,000×8大会(7地区) 560,000
全 国 大 会 出 場 ク ラ ブ 支 援 金	10,000	0	10,000	0	10,000
役 務 費	10,000	11,440	13,000	3,000	振込手数料 13,000
会 計 監 査	9,000	0	9,000	0	会計監査に係る監事旅費 9,000 会計監査に係る会場使用料 -
予 備 費	5,000	0	40,893	35,893	40,893
特 別 会 計 積 立 金	104,370	467,198	0	△ 104,370	特別会計へ 0
小 計	928,370	1,121,284	932,893	4,523	
計	1,128,370	1,268,094	1,132,893	4,523	

協議事項(2)

【特別会計】※通帳は、一般会計と同一

○収入の部

(単位：円)

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要
前年度繰越	4,922,505	4,922,505	5,353,628	431,123	R7特別会計より繰越
特別会計積立金	104,370	467,198	0	△ 104,370	R8一般会計から
助成金	171,840	146,280	200,000	28,160	ユーハイム体育・スポーツ振興会
計	5,198,715	5,535,983	5,553,628	354,913	

○支出の部

(単位：円)

科 目	R7予算額(A)	R7決算額	R8予算額(B)	差引(B-A)	摘 要	
全県スポーツサミット開催費等	交通費補助	350,000	0	350,000	0	@50,000×7地区(350,000円)
	会場費	41,800	54,370	135,000	93,200	会場費
	報償費	150,000	93,000	95,000	△ 55,000	講師謝金
	旅費	15,000	33,720	34,000	19,000	講師旅費
	役務費	3,000	1,760	3,000	0	通信運搬費・振込手数料等
	予備費	10,000	0	10,000		
	その他	10,000	0	10,000	0	その他(チラシ、看板等)
	小計	579,800	182,850	637,000	57,200	
次年度繰越	4,618,915	5,353,133	4,916,628	297,713	R9特別会計へ繰越	
計	5,198,715	5,535,983	5,553,628	354,913		

令和8年度「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県スポーツサミット 開催要項（案）

1 趣 旨

今後の「スポーツクラブ 21 ひょうご」を含めた地域スポーツの在り方について、「スポーツクラブ 21 ひょうご」関係者及び各市町行政を交えた研修及び情報交換を通じて連携を図るとともに、地域スポーツの推進とクラブの活性化をめざす。

2 主 催 兵庫県

3 主 管 「スポーツクラブ 21 ひょうご」全県連絡協議会

4 協 賛 (公財)ユーハイム体育・スポーツ振興会

5 大会テーマ 「法令遵守で築く、地域に信頼される持続可能なクラブ」（仮題）

6 概 要

(1) 日 時 令和8年9月中旬～10月上旬頃 13:10～15:30（受付12:45～）

(2) 場 所 神戸国際会館 大会場（仮）
（神戸市中央区御幸通 8-1-6）

(3) 日 程

12:45 13:10 13:20 14:30 15:30

受付	開会 行事	講演・グループディスカッション
----	----------	-----------------

7 対 象 SC21 会員、各市町 SC21 担当者、一般参加者（スポーツ経営者・指導者・スポーツ選手等）

8 講 演 「持続可能な組織を支えるガバナンス・コンプライアンス」（仮題）
講師 合田 雄治郎 氏
（合田綜合法律事務所 代表弁護士）

9 グループディスカッション 講演中にグループディスカッション・発表等を行い、研修の理解度を深める。

10 その他 諸連絡

令和8年度以降の全県スポーツ大会・女性研修会補助金
残金の取扱いについて（案）

【現状】

原則、全県連絡協議会事務局に振込手数料を控除した残金を返金。
残金が振込手数料に対して少ない等の事情がある場合は、事務局と協議の上、翌年度への繰越しを行い、翌年度の補助予定額と繰越し金額の差額を事務局は補助する。

【改正（案）】

第1回理事会開催後に全県スポーツ大会・女性研修会補助金を各地区の請求によらず、概算で各地区連絡協議会の口座に振り込みを行う。

事業実施後に残金が出た場合は漏れなく返金。残金が振込手数料に対して少ない場合は、事務局に相談の上、現金を事務局に手渡しする等の対応をとる。

スポ 21 第 19 号
令和 8 年 2 月 20 日

「スポーツクラブ21ひょうご」
各市町連絡協議会会長 様

「スポーツクラブ21ひょうご」
全県連絡協議会会長

「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（依頼）

平素は、「スポーツクラブ 21 ひょうご」の活動につきまして、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課長から別添写しのとおり周知依頼がありました。つきましては、貴市町の「スポーツクラブ 21 ひょうご」各クラブ会長に周知願います。

記

【趣旨】

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行が令和 8 年 12 月 25 日に予定されていることに伴い、別添のとおりこども性暴力防止法施行ガイドラインが定められました。

児童等に対して教育を提供する「民間教育事業者」は、法に基づきこども家庭庁による認定を受けた上で事業者マークを表示することができ（通知中別添 4 を参照）、認定を受けた場合は従事者による児童対象性暴力等の措置を講じることが義務付けられます。

認定の対象となる民間教育事業者として「地域スポーツクラブ」が例示されています（ガイドライン P61 参照）。

本通知はガイドラインの留意事項及び参照箇所を十分に御了知の上、各クラブへの周知を求めるものです。

○ 送付書類

- 1 「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（依頼）【写】
- 2 「こども性暴力防止法」の施行に向けたガイドラインについて（通知）【写】
- 3 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）【写】

【参考】 こども性暴力防止法の説明動画

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

「スポーツクラブ21ひょうご」全県連絡協議会事務局
兵庫県県民生活部文化スポーツ局スポーツ振興課内（担当：中村）
TEL：078-362-9446 FAX：078-362-4022
Mail：Shunsuke_Nakamura@pref.hyogo.lg.jp

こどもに接する現場で働く皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童福祉施設 など

- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など

対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など

- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など

対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、子どもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



子どもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- ✓ 性犯罪前科があると確認された場合
- ✓ 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**子どもに接する業務に就くことができません。**

子ども性暴力防止法の詳細については、
子ども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

子ども性暴力防止法

検索



(別添1)



(左：認定事業者マーク、右：法定事業者マーク)

<マークについて>

モチーフには、大きな目でこどもを見守る「フクロウ」を採用し、「こどもをまもろう」「みんなでまもろう」というキャッチフレーズも念頭に、「こどもをまもろう」と名付けました。こどもをしっかりと“見て守る”黒い大きな瞳と、こどもを守るために張り巡らせた“アンテナ”を思わせる少し尖った頭の形が特徴です。デザインは、こどもにも親しみやすく、さまざまな場所で見つけやすいよう、本体には暖かいオレンジを基調に、背景に青とピンクを用いることで、視認性と分かりやすさを高めています。

今後、これらのマークが社会に浸透することにより、性暴力から「こどもをまもろう、みんなでまもろう」という意識が社会全体に広がることを目指します。